

記者会見資料

平成27年12月1日(火)

保健福祉部高齢介護課

(介護保険料係)担当：菅原(内線405)

(介護認定給付係)担当：遠藤(内線406)

介護保険システムにおける税情報の取込み誤りについて

■ 平成27年度介護保険料の算定(確定賦課)にあたり、市民税課税情報を介護保険システムへ取り込む作業の手順に誤りがあり、一部の税情報が介護保険システムに正しく取り込まれていなかったことが判明しました。(詳細は裏面)

また、平成26年度も同じ手順で処理を行っていたため同様の誤りがありましたので、対象者に関する再処理を行い、介護保険料の更正と介護給付費の変更を行うことになりました。

心よりお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように適切な事務処理に努めてまいります。

なお、平成25年度以前については、介護保険料・介護給付費ともに正しく算定されていることを確認しております。

■ 介護保険料が更正となる方

- ・ 平成26年度分 対象者数：20人
[増額となる方] 17人 計 223,300円／最高額 54,000円(1人)
[減額となる方] 3人 計 28,100円
- ・ 平成27年度分 対象者数：262人
[増額となる方] 262人 計 2,986,900円／最高額 23,500円(10人)
[減額となる方] 該当なし

■ 介護給付費が変更となる方

- ・ 負担割合の判定が変わり1割負担から2割負担に変更となる方
平成27年度分 6人 計 57,752円／最高額 19,320円(1人)(※)
(※)8・9月分のみ
- ・ 高額介護サービス費が減額となる方
平成27年度分 1人 7,200円

■ 対象となる方への対応

[介護保険料]

11月30日付でお知らせの文書をお送りしており、今後電話などによりご説明します。その上で、12月14日に介護保険料変更通知書を送付する予定です。

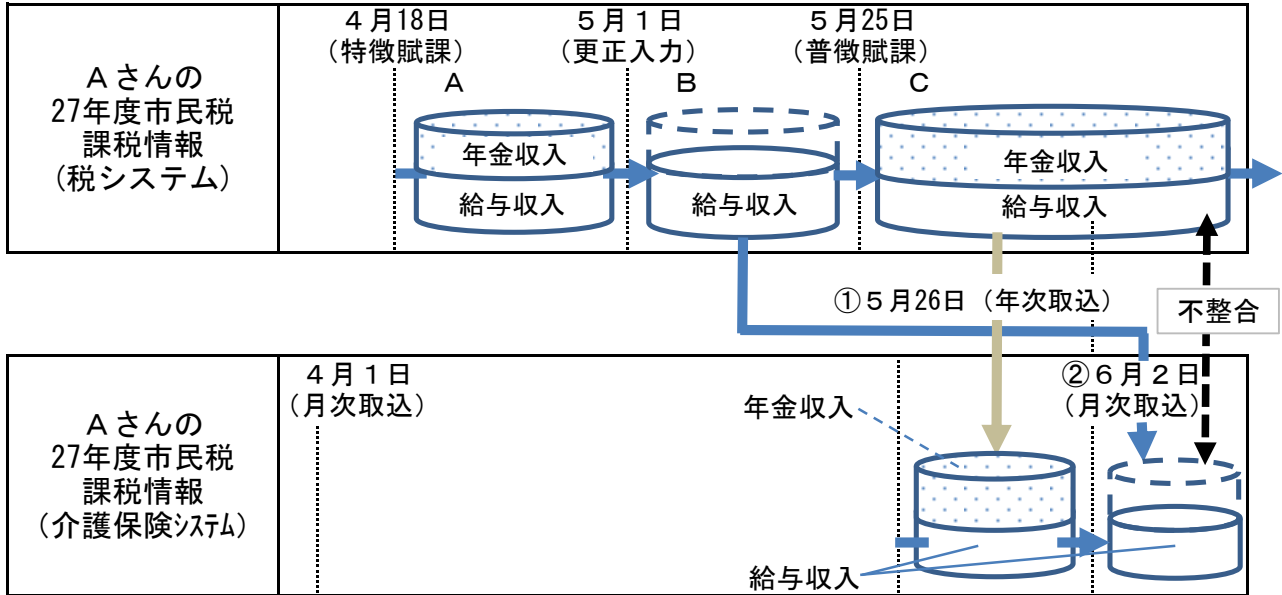
増額分については、12月から来年3月までに分割して納付していただくこととなり、減額分は、すみやかに還付の手続きを進めます。

[介護給付費]

11月30日までに、ご本人やケアマネージャー、サービス事業所への訪問などによりご説明し、負担割合が変更となる方に対しては新しい負担割合証を交付しました。

住民情報システムから年次の税情報を取得する際の処理

■本課において実施した処理



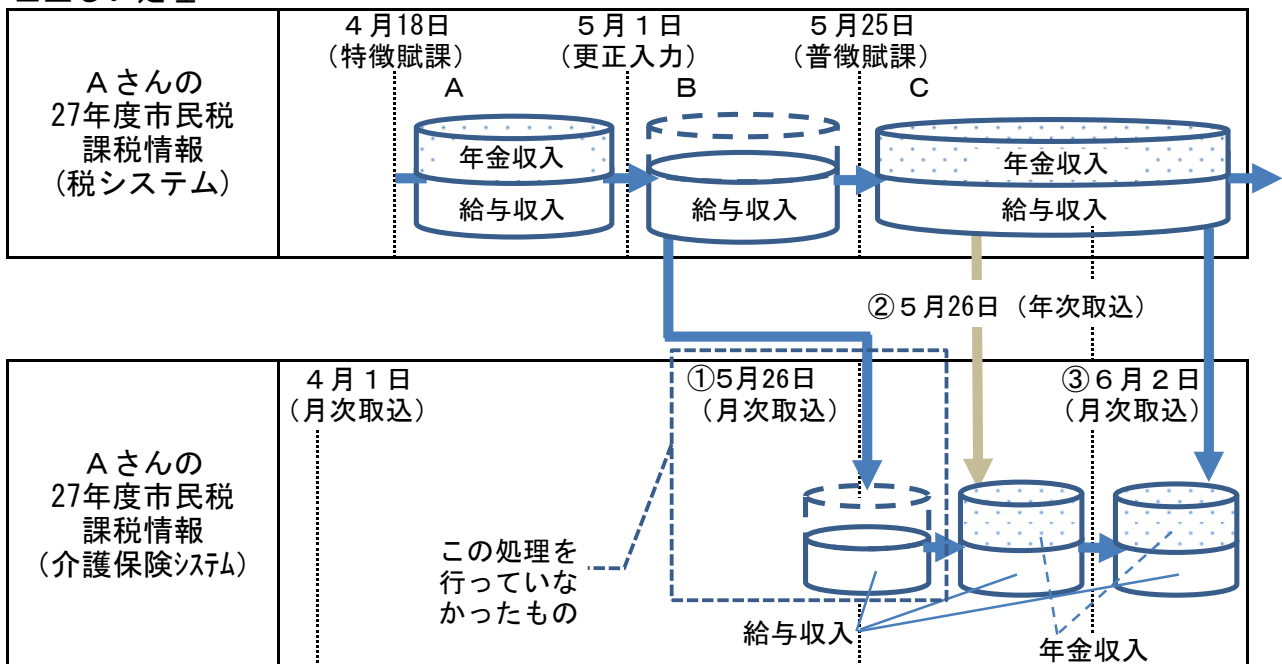
① 年次取込／5月26日時点の税情報（C）が取り込まれる。

② 月次取込／税情報（C）に税情報（B）が上書きされる。

※ 月次取込では前回出力日（4月1日）の翌日から処理日（6月2日）までの異動を反映する（ただし「当初賦課」データは抽出しない）。

→ 住民情報システムと介護保険システムの間には税情報の不整合が生じる。

■正しい処理



① 月次取込／前回（4月1日）から今回（5月26日）までに更正された税情報（B）が取り込まれる。

② 年次取込／5月26日時点の税情報（C）が取り込まれる。

③ 月次取込／前回（5月26日）の翌日から今回（6月2日）までに更正された税情報が取り込まれる。

→ 住民情報システムと介護保険システムの間には税情報は一致する。